

議案第 59 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部改正について

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	[（1）～（7）略] （8）児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	[（1）～（7）略] （8）児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	[略]	[略]		[略]	[略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。